

「介護予防指定短期入所生活介護」「指定短期入所生活介護」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(静岡県指定 第2277100299号)

当事業所はご契約者に対して介護予防指定短期入所生活介護サービス、指定短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	1
3. 職員の配置状況	2
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
5. 苦情の受付について	7
6. 身体拘束の禁止	8
7. 虐待の禁止	1
8. その他の重要事項	1

1. 事業者

- | | |
|-----------|-------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 慈恵会 |
| (2) 法人所在地 | 静岡県浜松市中央区西島町101番地 |
| (3) 電話番号 | 053-425-2000 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 浅生 真裕 |
| (5) 設立年月 | 昭和61年12月5日 |

2. 事業所の概要

- | | |
|------------|--|
| (1) 事業所の種類 | 指定短期入所生活介護事業所・平成12年4月1日指定
介護予防指定短期入所生活介護事業所・平成18年4月1日指定
静岡県2277100299号
※当事業所は特別養護老人ホーム西島寮に併設されています。 |
| (2) 事業所の目的 | 社会福祉法人慈恵会が開設するショートステイ西島寮が行うショートステイの事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に |

関する事項を定め在宅における寝たきり老人、虚弱老人等一時的な介護支援により在宅介護等の心身の疲労の軽減を計ることを目的とする。

- (3) 事業所の名称 ショートステイ西島寮
- (4) 事業所の所在地 静岡県浜松市中央区西島町 101 番地
- (5) 電話番号 053-425-2000
- (6) 事業所長（管理者） 種岡 養一
- (7) 当事業所の運営方針 要支援者、要介護者が事業者により短期入所し入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の世話及び機能訓練を行う。
- (8) 開設年月 平成 4 年 4 月 1 日
- (9) 利用定員 20 人
- (10) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、原則として 4 人部屋ですが、個室など他の種類の居室の利用をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。（但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。）

居室・設備の種類	室数	備考
個室（1 人部屋）	6 室	
2 人部屋	3 室	ショートステイ専用 4 ベッド
4 人部屋	22 室	ショートステイ専用 16 ベッド
合 計	31 室	ショートステイ専用 20 ベッド
食堂	2 室	2 階及び 3 階に各 1
寮母室	2 室	2 階及び 3 階に各 1
浴室	2 室	1 階に機械浴槽（特殊浴槽・リフト浴槽・一般浴槽）
医務室	1 室	1 階

※上記は、厚生省が定める基準により、指定短期入所生活介護事業所に必置が義務づけられている施設・設備です。

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。

☆居室に関する特記事項 ※トイレの場所（居室外）

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して介護予防指定短期入所生活介護サービス、指定短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。（但し、併設の特別養護老人ホーム西島寮の職員を含む）

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	指定基準
1. 施設長（管理者）	常勤1人
2. 介護職員	常勤換算31人以上
3. 生活相談員	1人以上
4. 看護職員	常勤換算3人以上
5. 機能訓練指導員	常勤1人以上
6. 介護支援専門員	常勤1人以上
7. 医師	非常勤1人
8. 管理栄養士	常勤1人以上

※3名の利用者に対して介護又は看護職員1名を配置（特別養護老人ホーム利用者80名を含み利用者100名として計算）

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

（例）週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では、1人（8時間×5人÷40時間=1人）となります。

<主な職種の勤務体制>

職種	勤務体制
1. 医師（内科医）	毎週水曜日 13:00～15:00
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早番 7:00～16:00 4人 日勤 8:30～17:30 2人 遅番 10:00～19:00 4人 夜勤 17:00～9:00 4人
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 日勤 8:30～17:30 2人 遅番 10:00～19:00 1人

☆土日は上記と異なります。*医師は常勤ではなく嘱託医です。

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 利用料金が介護保険から給付される場合 (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）*

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されません。

〈サービスの概要〉

①食事

当事業所では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。

ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）

朝食 7:30~8:00 昼食 11:30~12:00 夕食 18:00~18:30

ご契約者から食事時間の変更希望の申し出があった場合やご契約者の心身の状態により食事時間を変更する場合があります。

②入浴

入浴又は清拭を週2回行います。

寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④健康管理

医師が健康管理を行います。急変時や治療、詳しい検査が必要な場合は外部の医療機関受診となります。尚、点滴などの治療行為を施設では行いません。

看護職員が健康管理や服薬管理、日常的な処置を行います。

⑤その他自立への支援

寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。

生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。

清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

⑥機能訓練

機能訓練士により、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を営む上で必要な心身の機能の維持・改善、またはその減退を遅らせるために、居宅サービス計画に位置付けられた場合は個別機能訓練を実施します。

⑦看取り介護

終末ケアの取り組みを実施しています。※ 指針については別紙「西島寮における看取りケアマニュアル」をご参照ください。

- ・上記のサービスをより円滑で効果的に実施するため、西島寮では、別紙「西島寮組織指針」に定義した委員会等を職員の所属部署を超えた横断的なチームケアの提供に努めます。

〈サービス利用料金（1日あたり）〉（契約書第7条参照）

別紙1の表によって、ご契約者の要支援、要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と居住、食費の特定入所者介護サービス自己負担合計金額をお支払い下さい。（サービスの利用料金はご契約者の要介護度、お持ちの介護保険負担限度額認定証に応じて異なります。）

施設送迎費

施設車両による送迎をご利用頂いた場合は、別紙「西島寮短期入所生活介護事業所利用料金表」に明記された金額をご負担頂きます。

なお、送迎の範囲は原則として浜松市内で、施設を中心に直線距離にして7km以内および所要時間が片道約30分程度の地域が対象となります。

ご希望の場合はその旨お申し出頂き、ご相談下さい。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第7条参照）*

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

①居住、食費（特定入所者介護サービス対象者を除く）。

ご契約者に提供する居住、食事にかかる費用です。

居住費：別紙「西島寮短期入所生活介護事業所利用料金表」に明記された金額

食費：別紙「西島寮短期入所生活介護事業所利用料金表」に明記された金額

②理髪・美容

[理髪サービス]

毎週水曜日、美容師の出張による理髪（調髪）サービスをご利用いただけます。

利用料金：1回あたり2,000円

③レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をご負担頂く場合が有ります。

④複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。 1枚につき 10円

⑤日常生活費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

ご契約者の日常生活に必要な費用で、介護にかかわらない物品の材料費等を希望する生活用品を別紙の日常生活費同意書にて選択し、お支払い下さい。

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第7条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、サービス利用終了時に、ご利用期間分の合計金額をお支払い下さい。

(4) 連帯保証人

身元保証人は事業者との契約締結に際し、契約者の能力に応じて以下に掲げる行為の代理、補完の義務を負うものとします。

一 身上保護

- 医療同意…緊急時、医療の提供を受ける上で必要な諸対応。
- 短期入所介護計画の確認と同意…本人の意向を尊重したうえで、事業者からの短期入所介護計画等についての同意。

二 財産管理

- 支払いに係る必要な手続き…支払いの支援

三 連帯保証

- 利用者と連帯し本契約から生じる利用者の債務を負担するものとします。
- 前項の連帯保証の負担は、極度額を200万円とします。
- 前項連帯保証の極度額について、連帯保証人が複数名いる場合はそれぞれの保証人が負う額についても上記の金額を極度額とします。
- 連帯保証の際に負担する債務の元本は、利用者又は連帯保証人が死亡した時または契約者の支払いに遅滞が生じたその都度に確定するものとします。債務の支払いが行われないうまま新たに支払いに遅滞が生じた場合、その債務は累積するものとします。
- 連帯保証人から債務の照会があった際、事業者は連帯保証人に対して利用料等の支払い状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者のすべての債務の額等に関する情報を提供するものとします。

四 損害保証

契約者に相当程度の責任が認められる、施設の設備および備品の滅失、汚損、毀損を原状に復するための代価をお支払いいただくことがあります。

契約書第18条に定める所定の料金（＝入院時の居住費実費。重説に記載なし。追加の必要性あり。）

ご契約者が入院し、その期間が6日を超える場合で、引き続き入所継続（3ヶ月以内）を希望し、入院前に利用していた居室を専有することを希望する場合は居住費の実費を支払うものとします。なお、この場合は特定入所者介護サービス費対象者、社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度対象者であっても軽減の対象にはなりません。

第1項適用期間中に、事業者と合意の上で他の利用者に対し居室を明け渡すことがあった際には、その明け渡しが行われていた期間については居住費の実費支払いの対象とはなりません。

(5) 利用の中止、変更、追加（契約書第8条参照）

○利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者へ申し出てください。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	(自己負担相当額)

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

○ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

5. 苦情の受付について（契約書第21条参照）*

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口（担当者） 相談員 宇井 義高
- （第三者委員） 法人監事 岩品 晴久
- 法人監事 吉野百合子

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 9:00～17:00

(2) 他機関での苦情受付の紹介

当施設で解決できない苦情は、下記機関に申し立てすることができます。

- 静岡県福祉サービス運営適正化委員会 Tel.054-653-0840
- 浜松市健康福祉部介護保険課 Tel.053-457-2875
- 浜松市中央福祉事業所長寿支援課（南） Tel.053-425-154
- 静岡県国民健康保険団体連合会 Tel.054-253-5590

6. 身体拘束の禁止虐待の禁止

当施設では、指定介護老人福祉施設のサービスの提供にあたっては、当該契約者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動の制限を行いません。また施設内に身体拘束廃止委員会を設置します。施設は、前述の身体拘束等を行う場合は、次の手続きにより行います。

(1) 「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に身体拘束にかかる様態及び時間、その際の契約者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由を記録します。

(2) 当該契約者又は身元引受人に説明しその他の方法がなかったか改善方法を検討します。

7. 虐待の禁止

施設は、契約者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じます。

(1) 虐待を防止するための職員に対する研修を実施します。

(2) 契約者及びその家族からの苦情対応体制の整備をします。

(3) その他虐待防止のために必要な措置を講じます。

・虐待防止に関する責任者の選定及び措置を講じます。

・必要に応じて成年後見人制度の利用を支援します。

・その他必要な措置を講じます。

8. その他の重要事項

(1) 緊急時対応

契約者に緊急事態が生じた場合には、緊急連絡先に速やかに連絡します。

また、緊急医療機関等への受診の手配をします。医療機関へ受診の際は、必ず同行願います。

(2) 事故発生時の対応

介護サービス提供中に、契約者に損害すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

(3) 非常災害対策

当施設では、防火管理者を定め、別途定める「西島寮消防計画」及び西島寮防災 BCM マニュアル」により非常災害時の対応を行います。

(4) 虐待防止と身体拘束の廃止

当施設では、契約者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、施設長を虐待防止に関する責任者とし、必要な職員研修を実施します。

2 当施設では虐待予防委員会を中心に、虐待防止の活動を展開します。

(5) 感染症の予防発生時の対応

当施設では、感染症が発生し、又はまん延しないように、感染症予防委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じます。

令和 年 月 日

介護予防指定短期入所生活介護サービス、指定短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

指定短期入所生活介護 ショートステイ西島寮

説明者職名

氏名

印

私は、本書面にに基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

契約者住所 浜松市中央区西島町 103 ケアハウス西島 208

氏名 岩佐末雄 印

身元保証人住所

氏名 印

連帯保証人住所

氏名 印

<重要事項説明書付属文書>

1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上3階
- (2) 建物の延べ床面積 285.321 m²

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

介護職員… ご契約者の日常生活上の介護を行います。

生活相談員… ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

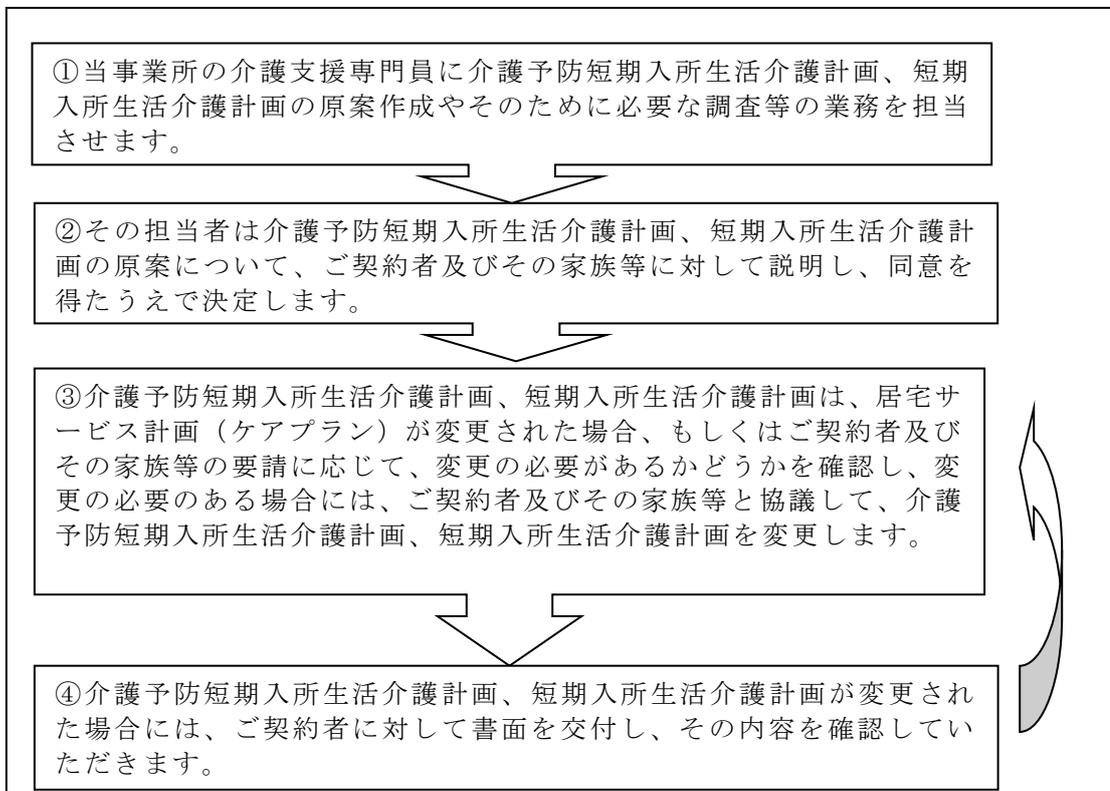
看護職員… ご契約者の健康管理や療養上の世話をいたします。

介護支援専門員… ご契約者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。

管理栄養士… ご契約者の身体の状況や嗜好を考慮した献立を作成します。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「介護予防短期入所生活介護計画」「短期入所生活介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第3条参照）



4. サービス提供における事業者の義務（契約書第10条、第11条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑤ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。

また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

5. サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されている利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限*

利用にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。

家具・テレビ（但し、小型液晶テレビは可）・ペット・火器類等

(2) 施設・設備の使用上の注意（契約書第 12 条参照）

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(3) 喫煙

事業所敷地内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

(4) 面会

面会時間 9:00~19:00

※来訪者はその都度、事務所カウンターにある面会簿にご記入ください。

※なお、来訪された際にお持込品がある場合は、必ず職員にお声をかけてください。

※インフルエンザ・感染性胃腸炎（ノロウイルス）・新型コロナウイルス感染症の予防のため面会及び下記（3）の外出・外泊を一時的に見合わせていただく場合があります。

(5) 外出・外泊（契約書第 20 条参照）

外出、外泊をされる場合は事前にお申し出いただき、届出用紙をご提出ください。

※感染予防の観点から、外出・外泊を見合わせていただく場合があります。

6. 損害賠償について（契約書第 13 条、第 14 条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者

の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

7. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更にも同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第16条参照）

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②認定調査によりご契約者の心身の状況が自立（非該当）と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（1）ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第17条、第18条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合
- ③ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（2）事業者からの契約解除の申し出（契約書第19条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが6か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の終了に伴う援助（契約書第16条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。